

# 奈良大学大学院研究年報に関する規程

(目的)

**第1条** 本大学院は、学術研究の推進及び成果の公表を目的として、奈良大学大学院研究年報（以下「研究年報」という。）を発行する。

2 研究年報は、投稿論文及び大学院院生の研究報告等を掲載するものとする。

(発行)

**第2条** 研究年報は、毎年1回の発行を原則とする。

(投稿資格)

**第3条** 研究年報に論文を投稿できる者は、次のとおりとする。

(1) 本大学院を担当する教員

(2) 本大学院に在籍する者及び本大学院の課程を修了した者で、大学院担当教員の推薦を受けた者

(3) 編集委員会が特に認めた者

(編集委員会)

**第4条** 研究年報を編集するため、編集委員会を置く。

2 編集委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 各専攻により選出された各1人の教員

(2) 各専攻により選出された各1人の院生

3 編集委員会には委員長を置く。委員長は、前項第1号委員の互選により定める。

4 委員の任期は、1年とし再任を妨げない。

(掲載の採否)

**第5条** 投稿された論文の掲載の採否は、編集委員会で決定する。

2 第3条第2号に規定する者の論文については、編集委員会で査読し、その評価を踏まえて、掲載の採否を決定する。

(募集)

**第6条** 編集委員会は、投稿要領に基づき論文を募集しなければならない。

2 投稿要領は、別に定める。

(事務)

**第7条** 研究年報の発行にかかる事務は、総合研究所・大学院事務室が行う。

(規程の改廃)

**第8条** この規程の改廃は、大学院委員会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月2日から施行する。